

各関係機関の長 殿

国立保健医療科学院長
(公印省略)

生涯健康研究部上席主任研究官（任期付）の公募について（依頼）

標記について、下記のとおり研究職員（任期付）を公募しますので、貴機関関係者に周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 職名

生涯健康研究部 上席主任研究官（任期付）
(厚生労働技官・研究職) 1名

2. 業務内容

公衆衛生看護（特に地域保健活動及び生活習慣病対策）に関する調査研究及び関連する養成訓練業務

3. 応募資格

- (1) 公衆衛生看護（特に地域保健活動及び生活習慣病対策）に関する十分な専門知識及び行政機関での実務経験を有すること。
- (2) 公衆衛生看護（特に地域保健活動及び生活習慣病対策）に関する十分な研究業績を有すること。
- (3) 公衆衛生看護に関する十分な教育実績を有すること。
- (4) 保健師の資格を有すること。
- (5) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者、本院の研究課程を修了した者であること。
- (6) 大学卒業後15年以上（6年制大学の場合は13年以上）の者、又は同等と認められる経験を有する者。
- (7) 調査研究及び養成訓練に意欲があること。
- (8) 調査研究及び養成訓練の遂行に十分な英語コミュニケーション能力を有すること。
- (9) 地方公共団体職員等を対象とした養成訓練を行う機関であることから、日本語を母国語としない者にあつては、幅広い場面で使われる日本語能力を有すること。例えば、独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が共催する日本語能力試験において、N1のレベルにあることが望ましい。
- (10) 協調性を有し院内外と円滑に共同研究が遂行できること。
- (11) 自ら生活習慣の改善に関心をもち、かつ、実践する意欲を有すること。

4. 欠格事由

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の2第2項に定める管理監督職勤務上限年齢の60歳に達する者

5. 提出書類

- (1) 個人調書[様式第1号(その1)]
(過去5年間における外部資金獲得実績は必須事項)
- (2) 教育研究業績書[様式第1号(その2)]
(研究業績は全ての業績を記入すること)
- (3) 就任後の調査研究及び養成訓練に関する計画並びに抱負（A4版2,000字程度）
- (4) 主要論文別刷10本以内（コピー可、冊子は不可、A4両面印刷でクリップ止めにすること）
- (5) 推薦状（推薦者の自署入り）及び学位記（写）
- (6) 応募者本人の教育、研究、人柄について問合せをできる方2名の氏名、所属、連絡先（住所、電話、E-mail）。うち1名は推薦者也可。
※ 提出書類の各様式等は、本院ホームページ（<https://www.niph.go.jp/>）からダウンロードできます。
※ 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、頂いた個人情報には適正な理由なく第三者へ開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしませんので、御了承ください。

6. 応募締切日

令和8年2月18日（水）12：00必着

7. 選考採用試験

- (1) 第1次審査（書類選考） 令和8年2月下旬（予定）
 - (2) 第2次審査（一次面接試験） 令和8年3月上旬（予定）
（二次面接試験） 令和8年3月上旬（予定）
- ※ 第1次審査（書類選考）を通過された方には、第2次審査（一次面接試験、二次面接試験）に関する連絡をいたします。
- ※ 第2次審査は、国立保健医療科学院（埼玉県和光市南2-3-6）で行います。
- ※ 第2次審査における二次面接試験時にプレゼンテーション（10分以内）を行っていただきます。
- ※ 最終合格発表は、第2次審査終了後、2週間以内に結果を通知します。

8. 採用予定日及び任期

採用予定日：令和8年4月1日以降のなるべく早い時期

任 期：採用日から3年間

※ 任期満了後に任期の定めのない官職の公募に応募することは差し支えありません。

9. 勤務地

国立保健医療科学院（埼玉県和光市南2-3-6）

10. 給与

（1）一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）に基づき、決定します。

（2）手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき支給されます。

- ・地域手当（俸給等の14/100）
- ・通勤手当（6箇月定期券等の価額（1箇月あたり最高15万円）等）
- ・期末手当（いわゆるボーナス）

＜モデル給与例＞

- ・上席主任研究官（第一号任期付研究員・2号俸） 年収約880万円（月給約56万円）

11. 勤務時間・休暇

（1）勤務時間は原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです。

（2）フレックスタイム制を導入していますので、1月当たり155時間の勤務時間の範囲で、始業・終業時間を組み合わせることができます（一定の制限あり）。

（3）休暇は、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、15日付与され、20日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

12. 書類提出先

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

国立保健医療科学院長 浅沼 一成 宛てとし、応募書類の封筒には「応募番号2 生涯健康研究部上席主任研究官（任期付）応募」と朱書の上、親展とし、簡易書留にて郵送してください。

13. 問合せ先

国立保健医療科学院 総務部総務課人事係 高橋、多比羅

Tel. 048-458-6125（直通）